

短期資金（一般・組合転貸）のご案内

県内の事業を営むのに必要とする短期の一般事業資金の円滑な調達を支援します

1 融資対象者

県内で事業を営む方、組合等の組合員

2 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 3,000万円
融資利率	年1.50%（固定利率）
融資期間	1年以内又は6ヶ月以内
資金使途	運転資金
保証人・担保	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。